

香芝市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月18日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市条例第1号

香芝市水道事業給水条例の一部を改正する条例

香芝市水道事業給水条例（昭和44年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第32条の2第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。